

配置予定技術者等及び現場代理人に関する取扱いについて

川崎市財政局資産管理部契約課

本市が発注する工事請負契約の配置予定技術者及び現場代理人の取扱いについて、次の事項について周知します。つきましては、今後、入札契約手続きにおいて、遺漏のないよう十分な注意をお願いいたします。

I 配置予定技術者等について

1 監理技術者等は直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要します

直接的な雇用関係とは、監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という）とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいいます。

また、恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいい、一般競争入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが必要です。

（在籍出向者、派遣社員、契約社員については直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません）

入札参加申込の際には、「配置予定技術者届」等の提出と併せて、監理技術者等の雇用関係を確認するため、次の書類の写しを提出してください。

○監理技術者：監理技術者証の写し

同証で雇用関係が確認できない場合は、主任技術者と同様に雇用関係が確認できる書類を提出してください。

○主任技術者：健康保険被保険者証の写し

健康保険被保険者証を提出できない場合は下記の書類の写し

- ・区市町村作成の住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・社会保険事務所作成の被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・公共職業安定所作成の雇用保険資格取得等確認通知書の写し
- ・その他雇用関係が確認できる書類の写し

2 入札参加申込締切後の配置予定技術者の変更は認めません

ただし、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合についてはこの限りではありません。

3 監理技術者等の専任配置を必要とする案件の注意点

- ・落札日現在、他の工事に技術者として配置していないこと
(総合評価一般競争入札の場合は開札予定日時時点で、他の工事に技術者として配置していないこと)
- ・同一入札予定日の案件については1件のみ申込をすることができます。
(一人の技術者による入札参加申込み件数の制限は廃止しました。)

※専任とは、

「他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事している(工事現場に常駐して専らその職務に従事する)こと」をいいます。

4 入札参加申込時における注意点

次のような場合、入札参加資格の喪失要件に該当しますので、入札参加申込手続きに際しては十分注意してください。

- ・配置予定技術者届の記載事項に誤りがあった場合
- ・入札参加申込時点で、必要書類の添付がなかった場合
- ・資格を欠いた技術者を配置予定技術者とした場合

(直接的な雇用関係にない者、雇用期間が3箇月未満である者、当該工事に対応する建設業法の許可業種を有しない者など)等

落札候補者となっても、最終的な入札参加資格の確認において、入札参加資格を喪失している場合には、落札者となれません。

5 営業所の専任技術者は、専任配置が求められている監理技術者等として配置できません。

建設業法第7条第2号又は第15条第2号で規定される、営業所ごとに置かれる専任の者については、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められることから、工事の専任配置技術者となることはできません。

6 技術者と工事金額の関係

契約金額	下請発注金額の合計額	必要な建設業許可	設置が必要な技術者
2,500万円以上 (建築一式工事は5000万円以上)	3,000万円以上 (建築一式工事は4,500万円以上)	特定建設業	監理技術者 (専任)
	3,000万円未満 (建築一式工事は4,500万円未満)	特定建設業 又は 一般建設業	主任技術者 (専任)
2,500万円未満 (建築一式工事は5000万円未満)			主任技術者

※監理技術者とは、監理技術者証を有する者で、主任技術者となれます。

II 現場代理人について

現場代理人は、川崎市工事請負契約約款又は川崎市上下水道局工事請負契約約款（以下、「約款」といいます。）第11条第2項に規定されるように、「この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、(略)」とされ、工事現場に常駐することが義務付けられており、技術者の専任配置と同様に、他の工事の監理技術者等や現場代理人になることはできません。（同一工事では、「現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる」となっています。【約款第11条第5項】）

ただし、現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、次に示す一定の条件下において、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任を認めることとします。

◆現場代理人の兼任を認める条件

次の条件をすべて満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めるものとします。

① 監督部署が同一であるもの

監督部署が同一であるとは、具体的には次のケースを指します。

- ・ 出先機関が監督を行う工事にあっては、同一監督事務所又は同一路公園センターの工事であるもの。
- ・ 本庁組織が監督を行う工事にあっては、まちづくり局が所管するものは同一監督部、まちづくり局以外が所管するものは同一監督課の工事であるもの。

② 次のいずれかの条件を満たす工事

a 予定価格（税込）が 2,500 万円未満であり、工事件名あるいは履行場所に『管内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事

b 予定価格（税込）が 1,000 万円未満であり、履行場所が特定されている工事

※ a 及び b の条件を満たす工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事については、緩和の対象外とします。ただし、一定期間を通じて行う緊急補修工事は緩和の対象とします。

③ 本取扱いの対象である旨明示されているもの

◆注意事項

① 現場代理人の責務について

約款第 11 条第 2 項において、現場代理人は工事現場の運営及び取締りを行うことが定められているため、本取扱いを適用し現場代理人が 2 件の工事の兼任を行う場合は、双方の工事現場について、正しく状況を把握した上で、適切な運営及び取締りを行うことが必要です。

② 技術者との兼任について

本取扱いを適用する工事においても、現場代理人と技術者（主任技術者、監理技術者及び専門技術者）との兼任を行うことが可能です（約款第 11 条第 5 項）。

③ 設計変更時の取扱いについて

本取扱いの対象となる工事（以下『当該工事』という。）が、設計変更（増額変更）により、条件を満たさなくなった場合（設計価格が 2,500 万円以上、あるいは 1,000 万円以上となった場合）においても、引き続き、本取扱いを適用するものとします。

Ⅲ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

配置予定技術者に関する取り扱いについては、国土交通省「監理技術者制度運用マニュアル」に準じた取扱をしているところですが、改めて監理技術者等の専任期間について通知します。

本市から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であ

っても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も本市工事担当局と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止にしている期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（本市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができるものとします。